

# 江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和7年3月26日 (水)

午前9時58分 開会 午前10時18分 閉会

2 場 所 委員会室

## 3 出席者

(1) 議員 ( ) は欠席

◎ 山本 香代子 (議長)	○ 小嶋 和芳 (副議長)
二瓶 文隆	まにわ 尚之
川北 直人	赤羽目 たみお
石川 邦夫	徳永 雅博

(2) 事務局職員

事務局長	岩瀬 亮太	事務局次長	栗原 真一郎
庶務係長	藤田 京子	議事係長	田村 雅恵
調査係長	若林 克彦	庶務係員	水野 麻里子
議事係員	飯島 龍一	調査係員	金子 泰郎
調査係員	遠藤 愛梨		

## 4 議題等

(1) 議題

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ① 江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見に対する考え方について | 1 |
| ② 政治倫理に関する検討会最終報告（案）について           | 2 |
| ③ その他                              | 7 |

## 5 会議内容

別紙のとおり

## 6 提出資料等

- ・資料1 江東区議会議員政治倫理条例（案）に対する区民意見募集の実施結果
- ・資料2 政治倫理に関する検討会 最終報告書（案）

午前9時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 ただいまから、第8回政治倫理に関する検討会を開会いたします。

本日は、前回協議いたしました条例案の区民意見に対する区議会の考え方について、また本検討会における最終報告案について協議してまいりたいと考えております。

---

◎議題1 江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見に対する考え方について

○山本香代子会長 それでは、議題1「江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見に対する考え方について」、説明願います。

○事務局次長 それでは、江東区議会議員政治倫理条例（案）の区民意見に対する考え方について御説明いたします。資料1を御覧ください。

前回の検討会にて、当該条例案に対して寄せられた区民意見に対し、区議会の考え方を公表するため、本日その回答案を協議するとのまとめとなつてございました。

そこで会長と御相談の上、3、意見の概要と区議会の考え方記載のとおり、これまでの検討会における検討状況を踏まえ、それぞれの御意見に対する区議会の考え方を整理いたしました。議員の皆様には事前に資料をお配りしておりますが、寄せられた御意見の中には、既に現行の条例案に内容が盛り込まれているものや、本検討会において論点整理した協議内容が多くございました。そのため、現行の条例案に内容が盛り込まれている御意見については、当該条文を、また協議により論点整理してきた項目については、これまでの検討経過等を区議会の考え方としてまとめたところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本香代子会長 既に各議員には事務局より事前に回答案を御確認いただいておりますが、何か不明な点や御意見等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長 それでは、区民意見に対する区議会の考え方については、こちらの内容で決定したいと思います。そして今後、区議会のホームページに公開いたしま

す。

以上で終わります。

---

## ◎議題2 政治倫理に関する検討会最終報告（案）について

○山本香代子会長 次に、議題2「政治倫理に関する検討会最終報告（案）について」、説明を願います。

○事務局次長 それでは、資料2を御覧ください。政治倫理に関する検討会最終報告（案）でございます。表紙をおめくりいただき、1ページ、「はじめに」を御覧ください。

本検討会は令和5年6月20日に設置され、議長を会長、副議長を副会長とし、8名で構成され、これまで計15回にわたって検討を進めてまいりました。本報告は、検討会における検討結果について、最終報告するものでございます。

2、検討結果についてを御覧ください。検討会では、政治倫理の明文化の取組として、新たに政治倫理条例の制定を目指すとともに、議員の倫理意識向上への取組として、全議員を対象とした政治倫理に関する研修会を実施することといたしました。

また、政治倫理条例の策定に向けた協議においては、条例に盛り込むべき事項について意見の相違がございましたが、条例の早期制定を念頭に置いて条例案の原案を作成し、外部有識者や区民からの意見聴取も踏まえ、条例案をまとめました。

また、全議員を対象とした議員研修会を2回開催するなど、議員が守るべき政治倫理や議員のコンプライアンス等について理解の促進を図ったことなどについて記載をしております。

3、まとめといたしまして、本検討会では、議員の政治倫理に資する取組について議論を重ね、特に政治倫理条例については、議会が区民から信頼される基盤となり、公正で民主的な区政の発展に寄与するものであることから、集中的に議論を進め、条例案を取りまとめることができました。

また、今後も社会状況の変化や法改正などを注視しつつ、条例内容の精査を行うことが重要であり、議員研修等の継続的な実施も必要であることから、引き続き江東区議会として政治倫理に資する取組を進めていくことを記載いたしました。

なお、3ページ目には本検討会の会員名簿を、4ページ目、5ページ目には検討会の実施状況を、6ページ目以降は江東区議会議員政治倫理条例（案）及び江東区議会政治倫理条例施行規程（案）を掲載しております。また、20ページには、外部有識者である増田弁護士と中山公認会計士よりいただいた御意見を、最終報告書をまとめるに当たり、改めて御確認をさせていただき、掲載をしております。21ページ以降には、先ほど御協議いただきました区民意見募集結果も参考に載せているところでございます。

以上で本報告書（案）の説明を終わります。

○山本香代子会長 それでは、本検討会の最終報告（案）について御協議いただきたいと思います。

○川北直人議員 まず、この最終報告（案）につきまして、前段の最終報告の「はじめに」から「まとめ」のところも含めて、非常にまとめていただいていると思っております。

なお、前回の検討会でも確認をいたしましたが、今後、社会状況の変化であったり、法改正があったときには、内容の精査をしていくというところも結びにありますので、この最終報告（案）で我が会派としてはよろしいかなと思っております。

なお、先ほどの幹事長会もそうですが、この政治倫理条例の検討会の中でも、私ごとで大変恐縮なんですけれども、もし議員の皆様方のお許しをいただけるならば、せんだって報道がありました件につきまして、私ほうから御説明をさせていただく機会をいただければと思っていますので、ぜひ議長、その辺のお取り計らいをお願いできればと思います。

○山本香代子会長 説明をお聞きすることでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長 では、川北議員よろしくお願いします。

○川北直人議員 ありがとうございます。少しお時間をいただきます。

まず、政治資金につきましては、法令に従って適正に処理して、その収支を報告しているところでございます。一部報道にあった会社からの御寄附につきましても、政党支部の政治活動に対する支援としていただいておりまして、選挙に関する受けた寄

附ではございません。

今回、新聞記者さんの電話での質問により、会社が区と契約関係にあることを伺いましたが、その際にも即答しておりますけれども、私は全く知り得ておりませんでした。記者さんの御質問を受けて事実関係を確認したところ、会社が区から業務の委託を受けたのは2023年4月1日からとのことでありました。これに対して、御質問のあつた寄附金370万円は2023年3月31日であります、その時点で同社は、公選法199条に規定する請負を受けている契約の当事者には該当しないことが分かったことから、公職選挙法に違反する寄附にも当たらないと思料しております。

当然のことながら、私が同社を区側に紹介するなどの個別の計らいをした事実は一切ありません。この点につきまして、御質問をいただいた記者さんとの最初の電話での応答の際、手元に収支報告書等の書類がなく、少し曖昧な返答になってしまったことが疑義を生んでしまったのではと考えております。

今後も、法に従って適正に処理した過去の寄附金等の経緯等につきましても、常に認識を持ちながら政治活動に取り組むことが、政治資金規正法の目的や理念を果たす上でますます重要であるというふうに、今回の報道を受けて感じているところでございます。

御報告は以上となります。お時間いただきて、ありがとうございました。

○山本香代子会長 よろしいですか。

○赤羽目たみお議員 最終報告（案）については、これまでの経過や条例案、それから外部有識者、区民からの意見募集の結果等について記載されておりまして、了承したいと思います。

しかしながら、報告書に記載のとおり、政治倫理条例は条例に盛り込むべき項目について意見の相違があると。そういう中で、条例の早期制定のため、まとめたものとなっています。我が会派はこれまで、政治不信が続く江東区議会に対する区民の目、声は厳しく、条例の規定は厳しくするべきだと繰り返し主張してきました。特に道義的批判を受ける寄附の自粛は、政治不信が続く江東区においては必須の項目と訴えてきました。まずは条例の早期制定が肝要であるとして議論を進めて、条例案に賛同してきた経過があります。

しかしながら、条例制定への準備を進める中、先ほど説明がありましたけども、川北議員の寄附に関する報道がなされ、これから襟を正して政治倫理を高めて、政治への信用を取り戻す取組をしていこうというときに、今回の件は区民の信頼回復を遠のかせるもので、誠に遺憾と思っております。

本件については、日本大学の名誉教授は、罪に問われないかもしれないけども、業者との癒着が疑われかねない。政治と金をめぐっては、疑義を生じてはならないことが大前提と指摘しています。私もそのとおりだと思っています。疑惑を持たれた川北議員は、自ら誠実な態度をもって真相を明らかにするとともに、区民並びに議会に対して説明責任を果たすべきだと思います。区民の目は一層厳しくなっており、襟を正して区民の信用を回復するため、より厳しい内容に見直す議論を引き続き行うべきと意見を申し上げておきます。

○石川邦夫議員 ちょっと私からも。まとめの中で、条例内容の精査に関しても今後、重要であるということで、引き続き江東区議会として政治倫理に資する取組を進めていくこととするという文言が入ったことに関しては、この最終報告で、現状としては会派としても了承したいと思います。

今回の報道の中では、議論の中身なども少し現状として報道の中で出ておりました。ただ、区議会としても早期成立を目指して取り組んだわけでございますので、こうした中で最終報告（案）ができたことに関しては、非常に大きな評価をしております。今後、こうした議論がまた進んでいけるよう、会派としても取り組んでいければと思っています。これは意見です。

○徳永雅博議員 どうもお疲れさまでした。我が会派としても会派でいろいろ議論をしまして、今意見がありましたとおり、これはこれで終わりではなくて、継続的に法律の改正だとか、あるいは世の中の状況の変化によってきちっと見直していくということが入っておりますので、この最終（案）については、現段階これを了承したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○二瓶文隆議員 私たちの会派としても、非常にまとまった文章になっておりますし、了承したいと思います。

以上です。

○まにわ尚之議員 私たちの会派も了承ではあるんですけども、私も今回の23日日曜日の東京新聞の報道を見て、すごくびっくりしたんです。このまとめの文章の中で、条例内容の精査を行うことが重要であり、引き続き政治倫理に資する取組を進めていくこととするというふうに記載がありますけれども、これは事務局にちょっと御質問になるんですけども、今後の精査の取組は具体的にどういうふうになされるようになるのかということなんです。こういった新聞報道も出ているわけですから、何らかの具体的な取組みたいなのというのはやっていかなくちゃいけないと思うんですけども、それについてはどうなのかというのをちょっと教えてください。

○事務局次長 今後の社会情勢及びここにも記載されたとおり、社会情勢だとか法律改正によって、こういう条例の改正が再度見直しが必要であろうという、皆様方からの御意見だとか機運が高まった段階で、どういった見直しが必要なのか、そういうところを個別具体的に検討していく形になろうかと考えております。

以上でございます。

○まにわ尚之議員 それはそういう機運が高まったら、検討会みたいのをまた設置するみたいなことでよろしいんでしょうか。

○事務局次長 検討体制は様々やり方があると思いまして、これまでもいろいろなそういういった法律改正あるいは協議が必要な部分については、幹事長会及び議運で御協議いただいている場合もございます。また、そこでさらに議論を深めるといったときは、こういった任意の会議体ですとか、そういったところを立ち上げて検討体制を整えるということもあるかと思うので、その時々の対応状況については、どういう体制で検討していくべきなのかというのを御協議いただく必要があるかなと考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 私からちょっと危惧することがありますので、お話をさせていただきます。

今回の新聞報道を受けて、先ほど川北議員のほうから説明がありました。新聞報道

を受けた中で、一部の議員がＳＮＳの発信をしておりますけども、これというのは決めつけたような発信というのはいかがなものかと思います。というのは、根拠のない批判とか、事実の伴わない疑惑のみに基づいた情報発信が、ＳＮＳ社会が今後展開された場合、政治家本人はもちろんのことなんだけども、法人、個人問わず、善意の思いで寄附した方々がいます。そういった方の人権や、また名誉が著しく損なわれ、政治的、社会的なダメージは計り知れなくなってしまうのではないかと思います。

今、条例案では、議会の措置として、当人の名誉回復の規定はありますけども、これはあくまでも結論が出た後の話になっています。ということは、この間ずっと一方的な誹謗中傷的な事実じゃない、に基づかないものがずっと発信されることに対しては、こちらの今の最終報告（案）の中にもありますとおり、第5条の(6)に抵触するのではないかとすごく危惧をしております。

そういう意味では、また加えて、今後何かあったときは調査請求されますけども、調査請求する場合、代表者が、例えば事実に基づかない、根拠が曖昧な事案について、調査請求をする行為があったことについても、今後、こういったことにもしっかりと規定を設けていかなければいけないと感じております。これを放置しますと、例えば政治的乱用につながっていくんじゃないかととても危惧しております。今回は、皆さんの御協力をもって早期制定を目指すということでまとめさせていただきますけども、今後、こちら3番のまとめにありますとおり、「社会状況の変化や法改正などを注視しつつ、条例内容の精査を行うことが重要であり」って、この文なんですが、ここはしっかりと皆さんとまた今後協議していきながら、進めていきたいと思います。

それでは、皆さん報告書のほうは案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長 それでは、報告書（案）のとおり決定することといたします。

---

### ◎議題3 その他

○山本香代子会長 次に、議題3「その他」、何かございますか。

○徳永雅博議員 確認なんだけども、この検討会というのは継続的にずっと存続するものなのか、一旦休眠して、要するに続していくものなのか、それとも一旦解散的な

話になるのか、会の存在というのはどういう位置づけになっているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○事務局次長 会議の在り方なんですけれども、これは事務局の一存でもちろん決められるものではないんですが、政治倫理に関する検討会の主な大きな項目としては、政治倫理条例をつくるというところが非常に大きな視点として置かれて、これまで協議を重ねてまいりました。

そういう点から言いますと、今回、最終報告書をおまとめいただき、今後、幹事長会、議運の場で、条例の本会議への上程を目指して準備を進めていくというところになると、この検討会での役割というのは一定程度終えたものというふうに事務局としては認識しているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、議員研修の実施であるとか、そういった議員の皆さん的政治倫理の向上が一層高まる取組、こういったものについてはもちろん引き続き、先ほどの政治倫理条例の精査も含めて、今後、継続的に皆様と御協議をいただいて、こちらの議員の政治倫理に関する取組については、鋭意江東区議会としてやつていく必要があるかなと認識しているところでございます。

以上でございます。

○徳永雅博議員 分かりました。これはあくまでも条例制定で、それが終わった時点で1回解散と。また、何かあるときには新たに設置するということでよろしいですね。

○事務局次長 検討会を設置するか否かについては、また皆様と御協議をしていただいて、任意の検討会の設置が必要かどうかを御判断していただくという形になるかと思います。もし万が一、検討会設置に至らず、議会として検討していくことであれば、通常の幹事長会、議運での議論の場になるかと考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 そういう意味で本検討会を立ち上げて以降、令和5年度に7回、6年度、本日を含めて8回と、皆様には政治倫理条例の制定をはじめ、議員の政治倫理向上に向け精力的に御協議いただき、ここに検討会として最終報告書をまとめるこ

とができました。皆さんの御協力に感謝申し上げます。今後は、幹事長会、議運に協議の場を移して、条例の制定に向けた準備等について進めていくことになりますが、本検討会として一定の役割を終えたものと考えております。

しかしながら、先ほどもお話が出ていますが、報告書には記載しておりますけども、検討会終了後においても、政治倫理向上への取組は絶えず行っていくことは重要であります。今後も区民に信頼される議会を目指し、各会派の御意見等をお伺いしながら、公平、そして公正な議会運営の改善に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもって検討会を終了いたします。

皆さん、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前10時18分 閉会